

入札参加要領

令和7年1月17日（金）に地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき徳島市が行う行政財産貸付に伴う一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

（入札に付する物件）

第1 入札に付する物件（以下「入札物件」といいます。）は次のとおりです。

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎1階
自動販売機設置スペース 3箇所（1～3号物件）

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎12階食堂内
自動販売機設置スペース 2箇所（4、5号物件）

※ 詳細は8～19頁の物件調書を御覧ください。

（貸付期間）

第2 貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします（更新はできません。）。

（予定価格）

第3 当該入札物件の予定価格（最低賃貸借料）は次のとおりとします。

(1) 1号物件：27,300円（税込）（年額）

(2) 2号物件：27,300円（税込）（年額）

(3) 3号物件：23,500円（税込）（年額）

(4) 4号物件：23,800円（税込）（年額）

(5) 5号物件：23,800円（税込）（年額）

（用途の制限）

第4 今回の入札物件の用途は、徳島市が定める仕様の範囲内の自動販売機等の設置に限ることとします。

※ 詳細は8～19頁の物件調書を御覧ください。

（入札参加資格）

第5 飲料水等の自動販売機設置業務において3年以上の実績を有する法人であって、次のいずれにも該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

(1) 次のいずれかに該当すると認められる者

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していな

い者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

キ 前アからカまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (3) 徳島市暴力団等排除措置要綱第3条に規定する排除措置を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、当該団体の構成員及びその構成員を役員、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等が必要な場合に、当該許認可等を受けていない者

（現地説明会の日時及び場所）

第6 現地説明会の開催希望があった場合には、次の日時及び場所において、徳島市の職員が入札物件の説明を行います。開催を希望される方は、令和6年12月11日（水）までに下記現地説明会申込フォームで行ってください。

- (1) 日時 令和6年12月13日（金）午前10時から
- (2) 場所 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所本庁舎1階（入札物件（1号物件）の場所）
- (3) 現地説明会申込フォーム

リンク先：<https://logoform.jp/form/fZa2/807076>

QRコード



- 2 開催希望がなかった場合は、現地説明会を行いません。なお、現地説明会に参加されなくても入札には参加できますが、物件の現況はすべて了知されているものとみなします。
- 3 事情により予告なく現地説明会を延期又は中止することがあります。

（物件の確認）

第7 入札に参加する方（以下「入札参加者」といいます。）は、入札前に必ず入札物件の現況等を確認してください。

- 2 物件は、現状有姿のまま貸し付けます。入札参加者は、令和6年11月29日付公告（本要領と同じ内容）、物件調書及び現地説明会等で説明した事項についての不知、不明を理由として疑義を申し立てることはできません。

（入札参加申込み）

第8 入札参加者は、次の期間内に下記入札参加申込フォームで申請しなければ、第11により執行する入札に参加することができません。

(1) 受付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月25日（水）

(2) 申込後の手続き

入札参加申込後、参加資格審査を行い、資格審査の結果通知をお送りします。入札参加決定の場合、入札書、委任状及び入札に関する説明等の必要書類をお送りしますので、よくお読みになって、第11により執行する入札に参加してください。

(3) 入札参加申込フォーム

リンク先：<https://logoform.jp/form/fZa2/775536>

QRコード



（質問及び回答）

第9 本件入札に関し質問がある場合には、下記入札質問申込フォームにて令和6年12月18日（水）までに申請してください。

これに対する回答は、令和6年12月20日（金）正午までに徳島市ホームページにて公表します。

入札質問申込フォーム

リンク先：<https://logoform.jp/form/fZa2/807160>

QRコード



（契約条項を示す日時及び場所）

第10 徳島市役所ホームページにおいて市有財産賃貸借契約書（案）を公開しています。

（入札執行及び開札の日時及び場所）

第11 入札執行及び開札の日時及び場所は次のとおりです。

(1) 日時 令和7年1月17日（金）午後1時30分から

(2) 場所 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所5階 501会議室

- 2 午後1時30分の入札開始時間に遅れた方は、入札に参加できません。
- 3 入札室に入ることができるのは各参加者につき1人だけです。

(入札執行日に持参するもの)

第12 入札参加者及び代理人は、入札の時に次に掲げるものを必ず持参してください。

- (1) 通知書(第8の(2)によりお送りしたもの)
- (2) 入札書((1)に同封)
- (3) 入札書提出用の封筒(長形3号程度のもの)
- (4) 印鑑登録している印鑑(代理人による入札の場合は不要)
- (5) 入札保証金に係る納入通知書兼領収書(原本)
- (6) 代理人による入札の場合は代理権を証する書面(委任状、徳島市指定の様式による)とその書面に使用した代理人の印鑑
- (7) 法人登記のない支社、支店等で入札・契約する場合は代理権を証する書面(委任状、徳島市指定の様式による)

(入札の要領)

第13 入札書は所定の様式によるものとし、その記載にあたっては次に掲げるところにより作成してください。

- (1) 文字は、すべて楷書とし、ペン書き又は黒のボールペン書きとすること
- (2) 金額を表示する数字は、アラビア数字で記載し、最初の数字の前に¥を記入すること
- (3) 入札金額の訂正は認めないので、訂正する場合には新たに入札書を作成すること
- (4) 入札年月日及び住所氏名は、明瞭に記載して押印すること

2 入札は物件ごとに行います。物件ごとに入札書を作成し、封筒に入れて提出してください。

3 入札参加者は提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

4 郵便による入札は認めません。

(入札金額の表示)

第14 入札金額の表示は、契約しようとする年額の賃貸借料に110分の100を乗じて得た額で表示してください。

(入札保証金)

第15 各入札物件の入札保証金は1号物件8,190円、2号物件8,190円、3号物件7,050円、4号物件7,140円、5号物件7,140円とします。

2 入札参加者は、入札保証金を、入札書提出前に納付しなければなりません。入札保証金は、第8の(2)によりお送りした入札保証金に係る納付書にて所定の金融機関で納付した上で、入札執行日に納入通知書兼領収書(原本)を御持参ください。

3 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、適正な請求があつてから概ね2週間で返還いたします。入札保証金の返還に必要な請求書は、後日メールにて配布します。

- 4 入札保証金には、利子を付しません。
- 5 落札者が指定の日までに契約を締結しないときは、その者の落札は効力を失い、納付している入札保証金は徳島市に帰属します。

(開札の要領)

- 第16 開札の結果、徳島市の設定する予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格をもって入札した者（以下、「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降を確定させた上で落札決定を保留し、入札を終了します。
- 2 同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を確定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない徳島市職員にくじを引かせて順位を決定します。
 - 3 開札の結果、落札候補者がいないときは、直ちに再度の入札を行います。当初を含めて3回まで入札を行っても落札候補者がいないときは、この入札は打ち切るものとします。
 - 4 1号物件及び2号物件、4号物件及び5号物件は、販売種類を多様化し、複数の事業者への貸付を推進するため、同一事業者による複数設置を制限する方式とします。ついては、1号物件の落札候補者が行なった2号物件の入札、2号物件の落札候補者が行なった1号物件の入札、4号物件の落札候補者が行なった5号物件の入札、5号物件の落札候補者が行なった4号物件の入札はそれぞれ、入札金額に関わらず、落札候補者順位を最後とし、他の落札候補者が行なった入札が無効になった場合のみ落札候補者とします。なお、落札候補者は物件番号の数字の小さいものから順に決定します。

(必要書類の提出)

第17 落札候補者は提出期限までに下記書類を提出しなければならない。

(1)提出書類

ア 印鑑登録証明書（原本）

※登記されている代表取締役等の名義のものとしてください。

イ 法人にかかる登記事項証明書（履歴事項全部又は現在事項）（原本）

※申請時の代表取締役等の名義のものとしてください。

ウ 飲料水等の自動販売機設置実績調書及び実績を証する書類の写し（契約書、使用許可書等）

エ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる資料（物件ごとに分けて提出）

なお、ア、イについては令和6年10月17日（木）以降の日付のものに限ります。

(2)提出期限 令和7年1月31日（金）午後5時

(3)提出場所 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市役所 7階 徳島市財政部財産管理活用課

(4)提出方法 直接財産管理活用課へ持参するか、郵便（令和7年1月31日（金）午後5時までに必着）により提出してください。

(落札の決定)

第18 落札候補者が第17に定める書類を提出後、入札要件を満たしていれば落札者として決定し、落札決定通知書を送付します。

- 2 落札候補者が第17に定める書類を期限内に提出しない場合、もしくは入札要件を満たしていない場合は、落札候補者が行った入札は無効とし、開札時に決定した順位における次順位者を新たな落札候補者とし、その旨を通知します。新たな落札候補者が第17に定める書類を期限内に提出し、入札要件を満たしていれば、落札決定となりますが、落札決定とならなかった場合はさらに次順位の者が新たな落札候補者となり、落札決定するまで同様の手続きを行います。
- 3 前項のとおり確認し、落札者が決定しない場合はこの入札を打ち切ります。
- 4 新たに落札候補者となった者は第17に定める書類を新たに落札候補者となった日から起算して10日以内（閉庁日を除く）に直接財産管理活用課へ持参するか郵便により提出しなければなりません（提出期限日午後5時までに必着）。

（入札の無効）

第19 次の各号に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札資格のない者のした入札
- (2) 第15に定めた所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札に遅参した者の入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 指定する入札書記載事項を表示せず若しくはその記載事項が不明確であり又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (6) 同一物件について2通以上の入札書の提出をした入札
- (7) 落札候補者が第17に定める確認書類を期限内に提出しないとき
- (8) 落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行った指示に応じないとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（契約保証金及び契約の締結）

第20 落札者は、落札決定の日から起算して14日以内に契約保証金を納付して、徳島市市有財産賃貸借契約書により契約を締結しなければなりません。

- 2 各物件の契約保証金の額は1号物件8,190円、2号物件8,190円、3号物件7,050円、4号物件7,140円、5号物件7,140円とし、契約の締結以前に納付しなければなりません。
- 3 契約保証金は、特に反対の意思表示がない限り、既に納付している入札保証金を充当する旨の申出があるものとして取り扱います。
- 4 契約保証金には利子を付しません。
- 5 徳島市契約規則第31条に掲げる各号の一に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。
- 6 契約の締結は、契約書を作成することによって行います。
- 7 契約の締結及び履行に関する一切の費用については、落札者の負担とします。
- 8 契約は、落札者が押印し後日徳島市が契約書に記名押印したときに確定します。
- 9 落札者が第20の1の期間内に契約保証金を納付して契約を締結しないときは、その者の落札は効力を失うほかその者が納付している入札保証金は徳島市に帰属します。

10 契約保証金は、契約の履行後に返還します。

(賃貸借料)

第21 賃貸借料は、一般競争入札により決定することとし、入札金額に100分の110を乗じて得た額とします。

2 賃貸借料の納付については、年払いとし、徳島市が発行する納入通知書により毎年4月末日までに納入しなければなりません。

(売上実績)

第22 令和4年度から令和6年度における各入札物件の売上実績(参考数値)は次のとおりです。なお、4号物件及び5号物件の令和5年度分の売上実績は令和5年11月から令和6年3月までで令和6年度の売上実績はすべて上半期分です。

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (上半期分) |
|------|---------|---------|-----------------|
| 1号物件 | 27,488本 | 25,935本 | 13,343本 |
| 2号物件 | 16,893本 | 21,823本 | 10,410本 |
| 3号物件 | 6,108本 | 5,308本 | 3,541本 |
| 4号物件 | - | 1,303本 | 2,759本 |
| 5号物件 | - | 1,141本 | 2,270本 |

(入札の中止等)

第23 事情により予告なく入札を延期又は中止することがあります。

(その他)

第24 一般競争入札の実施及び契約の締結は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号)及び徳島市の定める規則等法令の定めるところによるもののほか、令和6年11月29日付公告(本要領と同じ内容)に基づき行います。

物 件 調 書 （ 1 号 物 件 ）

| | |
|------------------|--|
| 所在地 | 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎 1階（西側らせん階段下） ※ 詳細は18頁の位置図を御覧ください。 |
| 貸付面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体：幅150cm×奥行90cm ・ 回収箱：幅50cm×奥行50cm （合計1.6平方メートル） ・ 転倒防止の土台、放熱余地を含めて貸付面積内に設置すること。 |
| 賃貸借料 (最低賃貸借料) | ¥27,300.-（税込）（年額） |
| 設置物件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機1台及び容器回収箱1個を設置すること。 ・ 自動販売機には転倒防止のための土台を設置すること（アンカーボルト等による建物を傷つける設置は認めない。）。 ・ 販売品目に応じた容器回収箱を設置すること。 ・ 容器回収頻度、回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう適切に回収すること。 ・ 電気使用量を計測する子メーターを自らの負担で設置すること。 ・ 子メーターは、自動販売機本体の上に設置すること。 ・ 物件の設置方法・時期等の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| 販売品目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類を除く飲料（缶・ビン・ペットボトルに限る。）とする。 ・ 利用者の嗜好に幅広く対応できるように、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク、特定保健用食品の飲料等極力バラエティに富んだ品揃えとする。 ・ 標準販売価格以下とする。 ・ 販売品目の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時において、徳島市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えていること（停電時においても使用可能であること）。 ・ 災害対応型であることを表示していること。 ・ 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインであること。 ・ 省エネに配慮した自動販売機を設置するよう努めること。 ・ 商品の管理・補充、売上・釣銭の管理、衛生管理を十分に行うこととし、施設管理者からの指導があった場合には、改善に努めること。 ・ 商品の補充、容器の回収等の時期及び方法については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 ・ 自動販売機の保守・管理を十分に行うこととし、故障等のトラブルがあった場合に設置者の責任において迅速かつ適切に対応すること。また、対応のための連絡先の表示等の措置をとること。 ・ 電子マネーやQRコード決済など、多様なキャッシュレス決済に対応できるよう努めること。 ・ 自動販売機設置に伴う事故及び商品等の盗難、破損については、徳島市の責に帰することが明らかな場合を除き、徳島市は責任を負わない。 ・ 電気使用量及び売上実績を半期ごとに報告すること（半期の翌月末までに）。売上実績については公表する可能性があること。 ・ 電気料金等の光熱水費についても設置事業者の負担とし、徳島市の指定する期限までに徳島市の指定する方法で納付すること。 ・ 設置工事は貸付期間内に行うこと。令和7年4月1日から営業開始できなかった場合 |

| | |
|--|---|
| | <p>でも本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じません。貸付期間満了後は本市が特に認めた場合を除き、原状回復の上返還すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は設置者の負担とする。• 設置者は、上記仕様その他の自動販売機の設置、運営、管理等について、関係法令等を遵守すること。 |
|--|---|

物 件 調 書 （ 2 号 物 件 ）

| | |
|------------------|--|
| 所在地 | 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎 1階（西側らせん階段下） ※ 詳細は18頁の位置図を御覧ください。 |
| 貸付面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体：幅150cm×奥行90cm ・ 回収箱：幅50cm×奥行50cm （合計1.6平方メートル） ・ 転倒防止の土台、放熱余地を含めて貸付面積内に設置すること。 |
| 賃貸借料 (最低賃貸借料) | ¥27,300.-（税込）（年額） |
| 設置物件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機1台及び容器回収箱1個を設置すること。 ・ 自動販売機には転倒防止のための土台を設置すること（アンカーボルト等による建物を傷つける設置は認めない。）。 ・ 販売品目に応じた容器回収箱を設置すること。 ・ 容器回収頻度、回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう適切に回収すること。 ・ 電気使用量を計測する子メーターを自らの負担で設置すること。 ・ 子メーターは、自動販売機本体の上に設置すること。 ・ 物件の設置方法・時期等の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| 販売品目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類を除く飲料（缶・ビン・ペットボトルに限る。）とする。 ・ 利用者の嗜好に幅広く対応できるように、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク、特定保健用食品の飲料等極力バラエティに富んだ品揃えとする。 ・ 標準販売価格以下とする。 ・ 販売品目の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時において、徳島市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えていること（停電時においても使用可能であること）。 ・ 災害対応型であることを表示していること。 ・ 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインであること。 ・ 省エネに配慮した自動販売機を設置するよう努めること。 ・ 商品の管理・補充、売上・釣銭の管理、衛生管理を十分に行うこととし、施設管理者からの指導があった場合には、改善に努めること。 ・ 商品の補充、容器の回収等の時期及び方法については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 ・ 自動販売機の保守・管理を十分に行うこととし、故障等のトラブルがあった場合に設置者の責任において迅速かつ適切に対応すること。また、対応のための連絡先の表示等の措置をとること。 ・ 電子マネーやQRコード決済など、多様なキャッシュレス決済に対応できるよう努めること。 ・ 自動販売機設置に伴う事故及び商品等の盗難、破損については、徳島市の責に帰することが明らかな場合を除き、徳島市は責任を負わない。 ・ 電気使用量及び売上実績を半期ごとに報告すること（半期の翌月末までに）。売上実績については公表する可能性があること。 ・ 電気料金等の光熱水費についても設置事業者の負担とし、徳島市の指定する期限までに徳島市の指定する方法で納付すること。 ・ 設置工事は貸付期間内に行うこと。令和7年4月1日から営業開始できなかった場合 |

| | |
|--|---|
| | <p>でも本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じません。貸付期間満了後は本市が特に認めた場合を除き、原状回復の上返還すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は設置者の負担とする。• 設置者は、上記仕様その他の自動販売機の設置、運営、管理等について、関係法令等を遵守すること。 |
|--|---|

物 件 調 書 （ 3 号 物 件 ）

| | |
|------------------|--|
| 所在地 | 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎 1階（東側自動販売機コーナー） ※ 詳細は18頁の位置図を御覧ください。 |
| 貸付面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体：幅125cm×奥行90cm×高さ220cm （高さは子メーターを含むものとする） ・ 回収箱：幅50cm×奥行50cm （合計1.375平方メートル） ・ 転倒防止の土台、放熱余地を含めて貸付面積内に設置すること。 |
| 賃貸借料 (最低賃貸借料) | ￥23,500.－（税込）（年額） |
| 設置物件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機1台及び容器回収箱1個を設置すること。 ・ 自動販売機には転倒防止のための土台を設置すること（アンカーボルト等による建物を傷つける設置は認めない。）。 ・ 販売品目に応じた容器回収箱を設置すること。 ・ 容器回収頻度、回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう適切に回収すること。 ・ 電気使用量を計測する子メーターを自らの負担で設置すること。 ・ 子メーターは、自動販売機本体の上に設置すること。 ・ 物件の設置方法・時期等の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| 販売品目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類を除く飲料（缶・ビン・ペットボトルに限る。）とする。 ・ 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク、特定保健用食品の飲料等極力バラエティに富んだ品揃えとする。 ・ 標準販売価格以下とする。 ・ 販売品目の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時において、徳島市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えていること（停電時においても使用可能であること）。 ・ 災害対応型であることを表示していること。 ・ 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインであること。 ・ 省エネに配慮した自動販売機を設置するよう努めること。 ・ 商品の管理・補充、売上・釣銭の管理、衛生管理を十分に行うこととし、施設管理者からの指導があった場合には、改善に努めること。 ・ 商品の補充、容器の回収等の時期及び方法については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 ・ 自動販売機の保守・管理を十分に行うこととし、故障等のトラブルがあった場合に設置者の責任において迅速かつ適切に対応すること。また、対応のための連絡先の表示等の措置をとること。 ・ 電子マネーやQRコード決済など、多様なキャッシュレス決済に対応できるよう努めること。 ・ 自動販売機設置に伴う事故及び商品等の盗難、破損については、徳島市の責に帰することが明らかな場合を除き、徳島市は責任を負わない。 ・ 電気使用量及び売上実績を半期ごとに報告すること（半期の翌月末までに）。売上実績については公表する可能性があること。 ・ 電気料金等の光熱水費についても設置事業者の負担とし、徳島市の指定する期限までに徳島市の指定する方法で納付すること。 ・ 設置工事は貸付期間内に行うこと。令和7年4月1日から営業開始できなかった場合 |

でも本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じません。貸付期間満了後は本市が特に認めた場合を除き、原状回復の上返還すること。

- 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は設置者の負担とする。
- 設置者は、上記仕様その他の自動販売機の設置、運営、管理等について、関係法令等を遵守すること。

物 件 調 書 （ 4 号 物 件 ）

| | |
|------------------|--|
| 所在地 | 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎 12階（食堂内） ※ 詳細は19頁の位置図を御覧ください。 |
| 貸付面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体：幅130cm×奥行90cm ・ 回収箱：幅45cm×奥行50cm （合計1.395平方メートル） ・ 転倒防止の土台、放熱余地を含めて貸付面積内に設置すること。 |
| 賃貸借料 (最低賃貸借料) | ¥23,800. - (税込) (年額) |
| 設置物件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機1台及び容器回収箱1個を設置すること。 ・ 自動販売機には転倒防止のための土台を設置すること（アンカーボルト等による建物を傷つける設置は認めない。）。 ・ 販売品目に応じた容器回収箱を設置すること。 ・ 容器回収頻度、回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう適切に回収すること。 ・ 電気使用量を計測する子メーターを自らの負担で設置すること。 ・ 子メーターは、自動販売機本体の上に設置すること。 ・ 物件の設置方法・時期等の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| 販売品目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類を除く飲料（缶・ビン・ペットボトルに限る。）とする。 ・ 利用者の嗜好に幅広く対応できるように、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク、特定保健用食品の飲料等極力バラエティに富んだ品揃えとする。 ・ 標準販売価格以下とする。 ・ 販売品目の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時において、徳島市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えていること（停電時においても使用可能であること）。 ・ 災害対応型であることを表示していること。 ・ 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインであること。 ・ 省エネに配慮した自動販売機を設置するよう努めること。 ・ 商品の管理・補充、売上・釣銭の管理、衛生管理を十分に行うこととし、施設管理者からの指導があった場合には、改善に努めること。 ・ 商品の補充、容器の回収等の時期及び方法については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 ・ 自動販売機の保守・管理を十分に行うこととし、故障等のトラブルがあった場合に設置者の責任において迅速かつ適切に対応すること。また、対応のための連絡先の表示等の措置をとること。 ・ 電子マネーやQRコード決済など、多様なキャッシュレス決済に対応できるよう努めること。 ・ 自動販売機設置に伴う事故及び商品等の盗難、破損については、徳島市の責に帰することが明らかな場合を除き、徳島市は責任を負わない。 ・ 電気使用量及び売上実績を半期ごとに報告すること（半期の翌月末までに）。売上実績については公表する可能性があること。 ・ 電気料金等の光熱水費についても設置事業者の負担とし、徳島市の指定する期限までに徳島市の指定する方法で納付すること。 ・ 設置工事は貸付期間内に行うこと。令和7年4月1日から営業開始できなかった場合 |

でも本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じない。貸付期間満了後は本市が特に認めた場合を除き、原状回復の上返還すること。

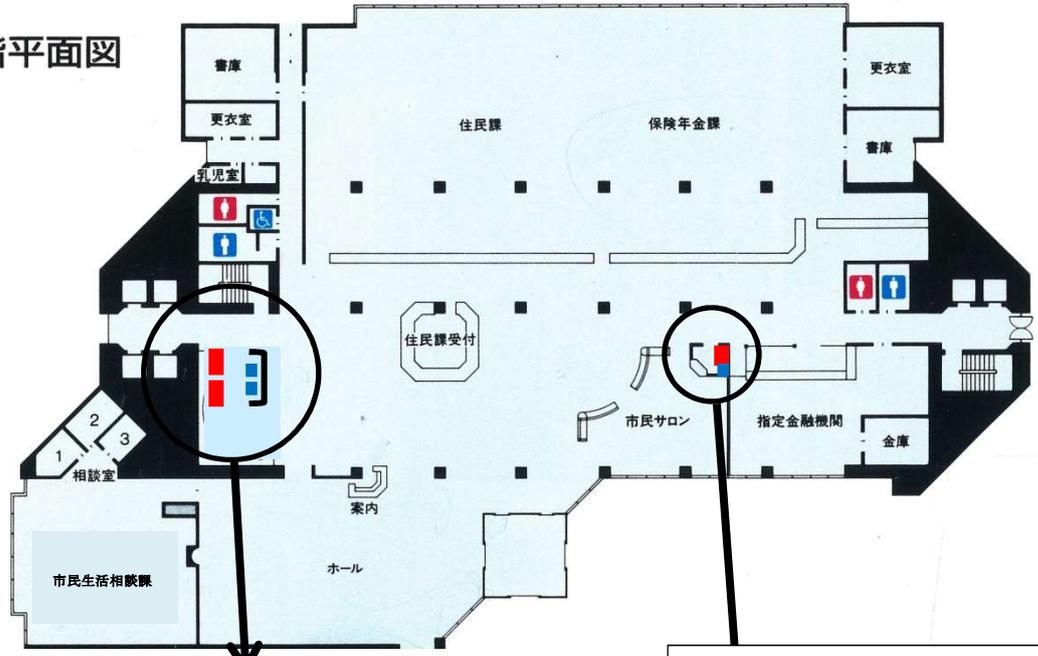
- 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は設置者の負担とする。
- 設置者は、上記仕様その他の自動販売機の設置、運営、管理等について、関係法令等を遵守すること。

物 件 調 書 （ 5 号 物 件 ）

| | |
|------------------|--|
| 所在地 | 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎 12階（食堂内） ※ 詳細は19頁の位置図を御覧ください。 |
| 貸付面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体：幅130cm×奥行90cm ・ 回収箱：幅45cm×奥行50cm （合計1.395平方メートル） ・ 転倒防止の土台、放熱余地を含めて貸付面積内に設置すること。 |
| 賃貸借料 (最低賃貸借料) | ￥23,800.－（税込）（年額） |
| 設置物件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機1台及び容器回収箱1個を設置すること。 ・ 自動販売機には転倒防止のための土台を設置すること（アンカーボルト等による建物を傷つける設置は認めない。）。 ・ 販売品目に応じた容器回収箱を設置すること。 ・ 容器回収頻度、回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう適切に回収すること。 ・ 電気使用量を計測する子メーターを自らの負担で設置すること。 ・ 子メーターは、自動販売機本体の上に設置すること。 ・ 物件の設置方法・時期等の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| 販売品目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類を除く飲料（缶・ビン・ペットボトルに限る。）とする。 ・ 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク、特定保健用食品の飲料等極力バラエティに富んだ品揃えとする。 ・ 標準販売価格以下とする。 ・ 販売品目の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時において、徳島市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えていること（停電時においても使用可能であること）。 ・ 災害対応型であることを表示していること。 ・ 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインであること。 ・ 省エネに配慮した自動販売機を設置するよう努めること。 ・ 商品の管理・補充、売上・釣銭の管理、衛生管理を十分に行うこととし、施設管理者からの指導があった場合には、改善に努めること。 ・ 商品の補充、容器の回収等の時期及び方法については、施設管理者と協議のうえ決定すること。 ・ 自動販売機の保守・管理を十分に行うこととし、故障等のトラブルがあった場合に設置者の責任において迅速かつ適切に対応すること。また、対応のための連絡先の表示等の措置をとること。 ・ 電子マネーやQRコード決済など、多様なキャッシュレス決済に対応できるよう努めること。 ・ 自動販売機設置に伴う事故及び商品等の盗難、破損については、徳島市の責に帰することが明らかな場合を除き、徳島市は責任を負わない。 ・ 電気使用量及び売上実績を半期ごとに報告すること（半期の翌月末までに）。売上実績については公表する可能性があること。 ・ 電気料金等の光熱水費についても設置事業者の負担とし、徳島市の指定する期限までに徳島市の指定する方法で納付すること。 ・ 設置工事は貸付期間内に行うこと。令和7年4月1日から営業開始できなかった場合 |

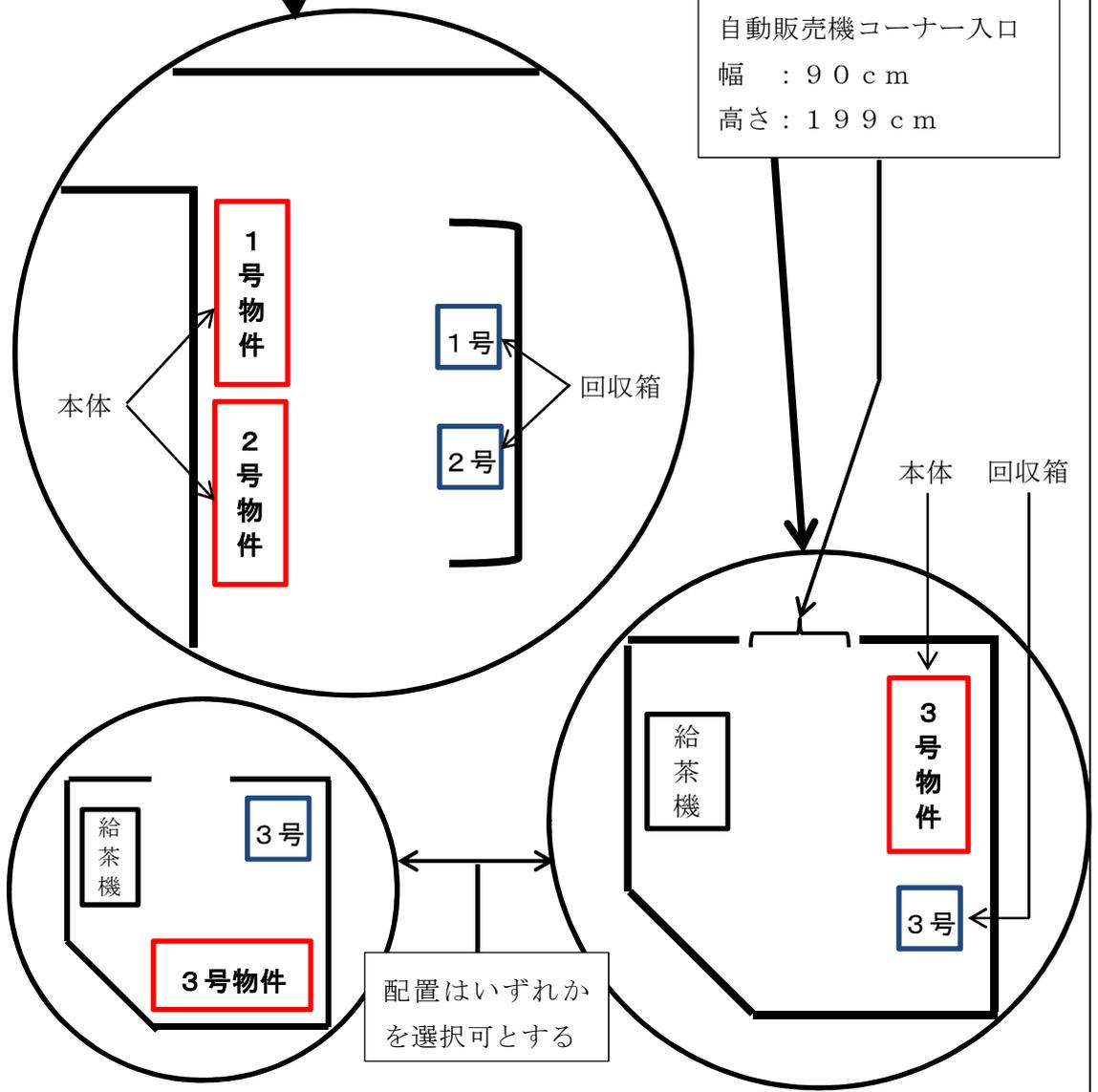
| | |
|--|--|
| | <p>でも本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じない。貸付期間満了後は本市が特に認めた場合を除き、原状回復の上返還すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は設置者の負担とする。• 設置者は、上記仕様その他の自動販売機の設置、運営、管理等について、関係法令等を遵守すること。 |
|--|--|

1階平面図



自動販売機コーナー入口
 幅 : 90 c m
 高さ : 199 c m

位置図



位置図

